
*
* 令和5年度 第10回高梁市農業委員会総会会議録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和5年度 第10回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和6年1月16日 午後 3時30分 招集
2. 令和6年1月16日 午後 3時24分 開会
3. 令和6年1月16日 午後 5時05分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	清 水 健 治	出	1 1	中 曾 浩 徳	出	1	山 川 光 男	出
2	三 村 憲 市	〃	1 2	藤 本 久 也	〃	2	西 村 匡 弘	欠
3	福 武 政 夫	〃	1 3	惣 田 敏 郎	〃	3	小 見 山 力 信	出
4	前 崎 輝 之	欠	1 4	田 平 太 郎	〃	4	河 原 里 美	〃
5	渡 邊 佳 明	出	1 5	伊 達 千 鶴 子	〃	5	平 松 伸 行	欠
6	小 野 貫 治	〃	1 6	綱 島 謙 一	〃	6	山 元 憲 民	出
7	小 物 博 子	〃	1 7	瀬 戸 川 伸 行	〃	7	野 村 幸 市	〃
8	小 野 昌 道	欠	1 8	土 岐 康 夫	〃			
9	佐 藤 俊 二	出	1 9	小 西 雅 己	〃			
10	佐々木祥夫	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
局長	田中 博	主事	山内 光貴		
次長	中藤 宏和				
書記	藤代 晋太郎				

7	本日の会議に付した議題とその結果				
	議案番号	件名		結果	
	第37号	農地法第3条の規定による許可申請について		7件	許可
	第38号	農地法第4条の規定による許可申請について		2件	許可
	第39号	農地転用事業計画の変更承認申請について		1件	承認
	第40号	農地法第5条の規定による許可申請について		4件	許可
	第41号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について		1件	決定
	第42号	高梁農業振興地域整備計画の変更について			適当
	第43号	有漢農業振興地域整備計画の変更について			適当
	第44号	備中農業振興地域整備計画の変更について			適当
	報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について			
8	署名委員				
		13番	惣田 敏郎		
		14番	田平 太郎		
9	議事の内容				
		令和5年度 第10回高梁市農業委員会総会会議録			
		令和6年1月16日(火) 高梁市役所 3階大会議室			

議 長	<p>それでは、本日の出席委員は、農業委員 17 名、推進委員 5 名です。過半数以上の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和 5 年度第 10 回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。13 番惣田委員と 14 番田平委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。「議案第 37 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。59 番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤次長	<p style="text-align: center;">－ 議案第 37 号 59 番朗読説明 －</p> <p>59 番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑 1 筆 311 ㎡です。譲受人の通作距離は 20 m 以内、耕作面積は 0 ㎡、営農計画書をいただいております。家族 1 人中耕作人は 1 人、対価は無償です。この案件につきましては、親の代に売買を行っていたが、所有権移転登記を行っていなかったことがわかり、ここで正式に所有権移転を行うものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、1 月 10 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、6 ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 伊達委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>以前から耕作されている様子で、今後も問題なく営農されると思います。</p>
議 長	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。59 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、59 番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に 60 番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤次長	<p style="text-align: center;">－ 議案第 37 号 60 番朗読説明 －</p> <p>60 番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑 1 筆 311 ㎡です。譲受人の通作距離は 10 m 以内、耕作面積は 0 ㎡、営農計画書をいただいております。家族 4 人中耕作人は 2 人、対価は無償です。この案件につきましては、空き家バンク利用によるものであり、取得する空き家の住所は備考欄に示しており、通作距離はその住所からのものとなっております。取得理由が贈与となっておりますのは、空き家売買交渉の話し合いで、農地については無償で譲ることになったことによるものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、1 月 12 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、7 ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 惣田委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>農地は管理されていまして。支障はないと思います。</p> <p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p>

議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p> <p>なしとの声がありました。60番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員ですので、60番については許可とすることに決定しました。</p>
中藤次長	<p>次に61番について事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第37号61番朗読説明 －</p> <p>61番は、譲受人が、譲渡人から贈与より申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田1筆576㎡です。譲受人の通作距離は、60m以内、耕作面積は1,384㎡、家族5人中耕作人は1人、対価は無償です。対象農地は、譲渡人が前所有者から宅地取得時に相手方の要望で合わせて取得して管理していましたが、自身の事業が忙しくなり管理しきれない中で、知り合いの譲受人との話し合いで贈与することになったものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、1月10日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、8ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 伊達委員	<p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>作付はされていませんでしたが、綺麗に管理されていまして。</p>
議 長	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。61番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、61番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に62番について事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第37号62番朗読説明 －</p>
中藤次長	<p>62番は、譲受人が、譲渡人から、空き家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田については、8筆9,556㎡です。畑については、1筆89㎡、合計9筆で9,645㎡です。譲受人の通作距離は、180m以内、耕作面積は0㎡、営農計画書をいただいております。家族3人中耕作人は2人、対価は10アール当たり15万1千円です。この案件につきましては、さきほど説明しましたように空き家バンク利用による取得であり、取得する空き家の住所は備考欄に示しており通作距離はその住所から行っております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、1月10日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、9ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 綱島委員	<p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>現在、管理されており特に問題ないと思います。</p>

議 長	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。62番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>（挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、62番については許可とすることに決定しました。</p>
中藤次長	<p>次に63番について事務局から説明をお願いします。</p>
	<p>－ 議案第37号63番朗読説明 －</p>
中藤次長	<p>63番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田6筆1，259㎡です。譲受人の通作距離は、100m以内、耕作面積は3，482㎡、家族2人中耕作人は1人、対価は無償です。この案件につきましては、昨年9月にも申請されていますが、譲受人及び譲渡人は兄弟であり、兄の譲渡人が耕作できないため、弟である譲受人に贈与するもので、前回申請の追加です。譲受人については、住所が県外となっていますが、毎年3月から12月の間は市内の実家に住んでこれまで取得した農地を耕作しており、耕作実績もあるため、通作距離は実家からとしています。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、1月11日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、10ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありました。何か発言はありますか。</p>
議 長	<p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。63番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>（挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、63番については許可とすることに決定しました。</p>
中藤次長	<p>次は関連がありますので、64番及び65番について事務局から説明をお願いします。</p>
	<p>－ 議案第37号64番及び65番朗読説明 －</p>
中藤次長	<p>64番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田3筆2，504㎡です。譲受人の通作距離は、1.5km以内、耕作面積は3，730㎡、家族5人中耕作人は2人、対価は無償です。</p>
中藤次長	<p>65番は、譲受人は同様に、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑6筆1，226㎡です。譲受人の通作距離は60m以内、その他は同様です。この案件については、親子間の贈与です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、1月9日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、11ページから13ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p>
田平委員	<p>この案件は親子間の贈与で特に問題ないと思います。</p>
議 長	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p>

議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p> <p>なしとの声がありました。64番及び65番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、64番及び65番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に、「議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。7番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤次長	<p style="text-align: center;">－ 議案第38号7番朗読説明 －</p> <p>7番は、転用者が、申請農地を墓地及び進入路用地に転用する案件です。申請農地は、畑2筆1, 113㎡の内269.2㎡、この農地の農地区分は、2種農地となります。施設の概要としては、墓地が19㎡、進入路が250.2㎡です。この案件につきましては、事前着工して完成されておりますことから、反省を促すために申請者から始末書の提出をいただいております。許可基準に沿って検討いたしましたが、信用については、過去に違反転用もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みについては、墓地埋葬法の許可が該当しますが、環境課に許可見込みであることを確認しています。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、1月9日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、14ページから15ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 清水委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>既に進入路ができていたので、始末書の提出をしてもらっています。墓地自体には問題ありませんでした。</p>
議 長	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。7番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、7番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に8番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤次長	<p style="text-align: center;">－ 議案第38号8番朗読説明 －</p> <p>8番は、転用者が、申請農地を墓地及び進入路用地に転用する案件です。申請農地は、田2筆46㎡、この農地の農地区分は、2種農地となります。施設の概要としては、墓地が19㎡と進入路27㎡です。許可基準に沿って検討いたしましたが、信用については、過去に違反転用もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みについては、墓地埋葬法の許可が該当しますが、環境課に許可見込みであることを確認しています。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、1月10日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、16ページから17ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 綱島委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>申請地は耕作中で事前着工もなく、問題ないと思います。</p>
議 長	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p>

議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p> <p>なしとの声がありました。8番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員ですので、8番については許可とすることに決定しました。</p>
中藤次長	<p>次に、「議案第39号 農地転用事業計画の変更承認申請について」を議題といたします。1番について説明をお願いします。なお、関連がありますので、議案第40号52番も合わせて議題とし、説明願います。</p>
議 長	<p>— 議案第39号1番及び議案第40号52番朗読説明 —</p> <p>3ページをご覧ください。この案件につきましては、令和5年10月10日付けで許可となっている案件です。19ページの図面をご覧ください。変更内容は、2筆のうち1筆に1号柱1本、支線1本、もう一方に支線1本、支柱2本を追加することにより一時転用面積が0.44㎡から0.60㎡が増えるものです。その他についての変更はありません。地図等は、18ページ及び19ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありましたが、何か発言はありますか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。1番及び議案第40号52番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員ですので、1番及び議案第40号52番については許可とすることに決定しました。</p>
中藤次長	<p>次に、「議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。51番について事務局から説明をお願いします。</p>
議 長	<p>— 議案第40号51番朗読説明 —</p> <p>51番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、農業用倉庫を設置するために転用するものです。申請農地は、畑1筆196㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり対価は無償です。施設の概要としては、農業用倉庫33.60㎡です。対象農地については、譲受人及び譲渡人は親族であり、両者の話し合いにより無償で土地を譲ることになったものです。なお、現地は既に施行済であり、転用者から反省を促すために始末書の提出をいただいております。許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当ありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、1月9日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、20ページから21ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 渡邊委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>既に農業用倉庫が設置されていましたが、周りの管理はされており、問題ないと思います。</p>
議 長	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。51番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員ですので、51番については許可とすることに決定しました。</p>

<p>中藤次長</p>	<p>次に53番について事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第40号53番朗読説明 －</p> <p>53番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、資材置場を設置するために転用するものです。申請農地は、田1筆542㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり対価は10アール当り120万円です。施設の概要といたしましては、資材置場542㎡です。備考に記載しておりますように過去3回許可した敷地と合わせた全体計画面積は5,513㎡です。許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、前回で事業場の総計画面積が3,000㎡を超えており、高梁市開発事業の調整に関する条例に係る届出が受理されており、今回の拡張による届出への影響はないことを担当課であるデジタル未来戦略課に確認しております。河川法に係る河川の保全区域内となりますが、特に建物建設の予定もないため許可の対象とはならないことを岡山県備中県民局高梁地域管理課に確認しております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、1月11日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、22ページから23ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局から説明がありました。何か発言はありますか。</p>
<p>議 長</p>	<p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。53番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>（挙手全員）</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員ですので、53番については許可とすることに決定しました。</p>
<p>中藤次長</p>	<p>次に54番について事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第40号54番朗読説明 －</p>
<p>中藤次長</p>	<p>54番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、工場兼事務所並びに洗車場を設置するために転用するものです。申請農地は、畑1筆1,463㎡です。この農地の農地区分は、第3種農地であり 対価は10アール当り1,367万円です。施設の概要といたしましては、工場兼事務所460.25㎡、洗車場137.94㎡です。許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、河川法に係る河川の保全区域内となりますが、許可見込みであることを岡山県備中県民局高梁市局に確認しております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、1月10日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、24ページから25ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p>
<p>小野貫治委員</p>	<p>農地的には問題ないと思われませんが、以前の所有権移転の許可から1年も経過していない状態となっています。他市町村では一年一作というルールを設けているところもあるため、申し添えます。</p>
<p>中藤次長</p>	<p>一年一作等のルールは他市町村でも採用しているところはありますが、あくまで過去の独自のものであり、現在は農地法にそのような条件の記載はなく、法的根拠はありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p>
<p>議 長</p>	<p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>

議 長	なしとの声がありました。54番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、54番については許可とすることに決定しました。
藤代書記	<p>続きまして、「議案第41号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、1番について説明をお願いします。</p> <p>それでは、5ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。公告日は令和6年1月19日、利用権の設定を受ける者は1名、利用権の設定をする者は1名、利用権の設定をする件数は1件、利用権設定面積は2,295㎡となっています。各筆明細について説明いたします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案書にもとづいて、1番の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 －</p>
議 長	それでは、1番について発言をお願いします (「なし」と呼ぶ者あり)
議 長	なしとの声がありました。1番について採決をとります。1番について、決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、1番について決定しました。
藤代書記	<p>続きまして、「議案第42号 高粱農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第42号朗読説明 －</p> <p>議案第42号 高粱農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。議案26ページをご覧ください。農用地区域の除外6件の申し出があります。</p> <p>1番について説明します。変更事由ですが、既設の墓地には歴代墓があり新たな墓を置くことができないため、墓地の新設を検討していました。自己所有地内で土地を探したところ、他に適した土地がないため、やむなく自宅付近の対象農地を選択したものです。申出地は東側：山林、西側：宅地、南側：畑、北側：原野に隣接しており、周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われます。開発計画の概要です。土地は、畑2筆52,73㎡です。転用事業者は土地所有者と同じです。転用目的は、墓地の移転で、事業計画の時期は、令和6年5月頃です。農業投資実施状況はありません。計画変更上留意すべき事項については、農振法第13条第2項1号から6号の要件を満たし、特段問題はありませぬ。農地転用の確実性については、令和6年1月12日に農林課、農業委員会事務局とで現地を確認しております。また、他法令の許認の見込みについては、墓地埋葬法の許認の見込みです。以上が許可基準からみた検討結果です。30ページに位置図と公図、31ページに土地利用計画図を掲載しています。なお、この案件につきましては、一部事前着工があったため、工事を中止するよう伝えております。また、農振除外後の転用申請の際には始末書を添付するよう話しております。</p> <p>次に、2番について説明します。変更事由ですが、汲み取りトイレから合併浄化槽に変更するとともに駐車場の増設を検討しています。駐車場は納屋に1台分だけで来客スペースがなく、令和6年中に子と同居する計画で、新たな駐車場が必要な状態となっています。転用事業者の自己所有地には、建設可能な土地がないため、隣接土地を検討しましたが、建設可能な土地は隣接の農地しかない状態であったため、当該農地を選択したものです。申出地は東側：宅地、西側：田、南側：道路、北側：宅地に隣接しており、周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われます。開発計画の概要です。土地は、田1筆2,292㎡の内210㎡です。転用目的は、合併浄化槽及び駐車場の造成で、事業計画の時期は、令和6年6月頃です。農業投資実施</p>

状況はありません。計画変更上留意すべき事項については、農振法第13条第2項1号から6号の要件を満たし、特段問題はありません。農地転用の確実性については、令和6年1月12日に農林課、農業委員会事務局とで現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、特段ありません。以上が許可基準からみた検討結果です。32ページに位置図と公図、33ページに土地利用計画図を掲載しています。

次に、3番について説明します。変更事由ですが、現在の墓地が急峻な山腹にあり、維持管理が困難なため墓地の移設を検討していました。自己所有地内で土地を探したところほかに適した土地がないため、やむなく自宅付近の対象農地を選択しました。申出地は東側：田、西側：宅地、南側：道路、北側：道路に隣接しており、周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われます。開発計画の概要です。土地は、田2筆771㎡の内118㎡です。転用事業者は土地所有者と同じです。転用目的は、墓地の移設及び進入路の設置で、事業計画の時期は、令和6年5月頃です。農業投資実施状況は中山間地域直接支払交付金の対象農地ですが、集落の代表者の方と協議済です。計画変更上留意すべき事項については、農振法第13条第2項1号から6号の要件を満たし、特段問題はありません。農地転用の確実性については、令和6年1月12日に農林課、農業委員会事務局とで現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、墓地埋葬法の許認可見込みです。以上が許可基準からみた検討結果です。34ページに位置図と公図、35ページに土地利用計画図を掲載しています。なお、この案件につきましては、一部事前着工があったため、工事を中止するよう伝えております。また、農振除外後の転用申請の際には始末書を添付するよう話しております。

次に、4番について説明します。変更事由ですが、宅地への既存進入路がありますが、幅が狭く転落の危険があったため、進入路の拡張を計画したものです。申出地は東側：道路、西側：原野、南側：水路、北側：道路に隣接しており、周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われます。開発計画の概要です。土地は、田1筆1,134㎡の内70㎡です。転用事業者は土地所有者と同じです。転用目的は、進入路の設置で、事業計画の時期は、令和6年5月頃です。農業投資実施状況はありません。計画変更上留意すべき事項については、農振法第13条第2項1号から6号の要件を満たし、特段問題はありません。農地転用の確実性については、令和6年1月12日に農林課、農業委員会事務局とで現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、特段ありません。以上が許可基準からみた検討結果です。36ページに位置図と公図、37ページに土地利用計画図を掲載しています。

次に、5番について説明します。議案27ページをご覧ください。変更事由ですが、当該地域にはヘリポートがなく、近くでも7キロ離れているため、転用事業者が新たなヘリポートの整備を計画しています。ヘリポートは、アスファルト舗装する予定で消防とも協議したところ、他に適した土地はないため、やむを得ず申出地を申請しました。申出地は東側：山林、西側：畑、南側：道路、北側：田に隣接しており、周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われます。開発計画の概要です。土地の所在は、田2筆3,204㎡の内2,565㎡です。転用事業者は土地所有者と同じです。転用目的は、救急救命用ヘリポートの造成で、事業計画の時期は、令和6年5月頃です。農業投資実施状況はありません。計画変更上留意すべき事項については、農振法第13条第2項1号から6号の要件を満たし、特段問題はありません。農地転用の確実性については、令和6年1月12日に農林課、農業委員会事務局とで現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、ヘリポート造成に関して消防と協議済とのことです。以上が許可基準からみた検討結果です。38ページに位置図と公図、39ページに土地利用計画図を掲載しています。なお、この案件につきましては、一部事前着工があったため、工事を中止するよう伝えております。また、農振除外後の転用申請の際には始末書を添付するよう話しております。

<p>議 長 渡邊委員 中藤次長 中曾委員 中藤次長 議 長 三村委員 山内主事 議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>藤代書記</p>	<p>次に、6番について説明します。変更事由ですが、申出者は、現在夫婦と子ども2人の4人で暮らしていますが、アパートが手狭になってきたため、住宅の建築を検討しています。現在の自宅から近く、広い道路に面している土地を探したところほかに住宅に適した土地がないため、やむなく申請地を選定しました。申出地は東側：道路、西側：道路、南側：道路、北側：水路であり、他の農業者の農地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないと思われます。開発計画の概要です。土地の所在は、田2筆358㎡です。転用目的は、一般住宅の新築で、事業計画の時期は、令和6年5月頃です。農業投資実施状況は中山間地域直接支払交付金の対象農地ですが、集落の代表者の方と協議済です。計画変更上留意すべき事項については、農振法第13条第2項1号から6号の要件を満たし、特段問題はありませぬ。農地転用の確実性については、令和6年1月12日に農林課、農業委員会事務局とで現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、特段ありません。以上が許可基準からみた検討結果です。40ページに位置図と公図、41ページに土地利用計画図を掲載しています。</p> <p>説明を終わりますが、発言はありますか。</p> <p>5番について、市の整備事業ではないのでしょうか。</p> <p>転用事業者が自己資金で整備するものです。</p> <p>3番は現地写真を見ると、既に造成されているようですが。</p> <p>事前着工をされていたため、墓地の状態となっています。</p> <p>墓地の申請の際には環境課と連携するようにしてください。</p> <p>中山間地域直接支払交付金の対象農地について、交付金はどのような取り扱いとなりますか。</p> <p>対象農地に関しては返還ということになります。</p> <p>他にありませんか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p> <p>なしとの声がありました。「議案第42号 高梁農業振興地域整備計画の変更について」について適当と決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員ですので、「議案第42号 高梁農業振興地域整備計画の変更について」は適当であると決定しました。</p> <p>次に「議案第43号 有漢農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第43号朗読説明 －</p> <p>議案第43号 有漢農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。議案28ページをご覧ください。農用地区域の除外2件の申し出があります。</p> <p>1番について説明します。変更事由ですが、現在の墓地が急峻な山腹にあり、維持管理が困難なため墓地の移設を検討しています。自己所有地内で土地を探したところ、ほかに適した土地がないため、やむなく自宅付近の対象農地を選択しました。申出地は東側：水路、西側：宅地、南側：宅地、北側：宅地に隣接しており、周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われます。開発計画の概要です。土地は、畑1筆284㎡の内27㎡です。転用事業者は、土地所有者と同じです。転用目的は、墓地の移設で、事業計画の時期は、令和6年5月頃です。農業投資実施状況はありません。計画変更上留意すべき事項については、農振法第13条第2項1号から6号の要件を満たし、特段問題はありませぬ。農地転用の確実性については、令和6年1月12日に農林課、農業委員会事務局とで現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、墓地埋葬法の許可</p>
--	---

議 長	<p>見込みです。以上が許可基準からみた検討結果です。42ページに位置図と公図、43ページに土地利用計画図を掲載しています。</p> <p>次に、2番について説明します。変更事由ですが、平成14年から平成15年にかけて観光バスの駐車場建設にあたり当該農地以外に土地がなく農地として利用していなかったため駐車場として使用していました。このたび、転用事業者が土地所有者から土地を購入しようとしたところ、農業振興地域農用地であると判明し、変更申出書の提出があったため、現地を確認のうえ追認するものです。申出地は東側：道路、西側：道路、南側：田、北側：宅地に隣接しており、周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われま。開発計画の概要です。土地は、田1筆1, 875㎡です。転用目的は、観光バスの駐車場で、事業計画の時期は、令和6年5月頃です。農業投資実施状況はありません。計画変更上留意すべき事項については、農振法第13条第2項1号から6号の要件を満たし、特段問題はあります。農地転用の確実性については、令和6年1月12日に農林課、農業委員会事務局とで現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、特段ありません。以上が許可基準からみた検討結果です。44ページに位置図と公図、45ページに土地利用計画図を掲載しています。なお、この案件につきましては、既に造成が完了しているため、農振除外後の転用申請の際には始末書を添付するよう話しております。</p> <p>説明を終わりますが、発言はありますか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。「議案第43号 有漢農業振興地域整備計画の変更について」について適当と決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、「議案第43号 有漢農業振興地域整備計画の変更について」は適当であると決定しました。</p> <p>次に「議案第44号 備中農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>— 議案第44号朗読説明 —</p>
藤代書記	<p>議案第44号 備中農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。議案29ページをご覧ください。農用地区域の除外1件の申し出があります。</p> <p>1番について説明します。変更事由ですが、自宅が火災で全焼したため、住宅を建築する必要がありましたが、焼失した住宅の跡地には、車が入り出す道がないため新たに建設することができない状態となっています。申請地以外に原野や山林を所有していますが、陽当たり、開墾等の理由から住宅の建設には適当ではなく、農振地でない他の適当な農地もありません。したがって、市道に面していることや、陽当たりを考慮して申請地を選定しました。申請地は傾斜地で、市道より低い位置にあるため、広範囲で盛土を行う必要があり、宅地として利用する面積は500㎡程度であります。進入路、法面を含めて除外面積を800㎡程度としています。申出地は東側：道路、西側：原野、南側：水路、北側：雑種地に隣接しており、周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われま。開発計画の概要です。土地は、畑1筆1, 255㎡の内800㎡です。土転用事業者は、土地所有者と同じです。転用目的は、一般住宅の新築で、事業計画の時期は、令和6年7月頃です。農業投資実施状況はありません。計画変更上留意すべき事項については、農振法第13条第2項1号から6号の要件を満たし、特段問題はあります。農地転用の確実性については、令和6年1月12日に農林課、農業委員会事務局とで現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、特段ありません。以上が許可基準からみた検討結果です。46ページに位置図と公図、47ページに土地利用計画図を掲載しています。</p> <p>説明を終わりますが、発言はありますか。</p>
議 長	

議 長

(「なし」と呼ぶ者あり。)
なしとの声がありました。「議案第44号 備中農業振興地域整備計画の変更について」について適当と決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長

(挙手全員)

挙手全員ですので、「議案第44号 備中農業振興地域整備計画の変更について」は適当であると決定しました。
次に、「報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から説明をお願いします。

藤代書記

－ 議案書にもとづいて、通知の内容を朗読説明 －

議 長

説明が終わりましたが、発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第10回総会を閉会します。

令和6年1月16日

会 長 土 岐 康 夫

13番 惣 田 敏 郎

14番 田 平 太 郎